

企画提案指示書

1 委託する業務名

北海道ワインサステイナビリティ推進事業

2 業務の目的

北海道は日本ワインの生産量が全国3位の国内有数のワイン産地であり、道内のワイナリー数は新規参入者の増加により、ここ10年で約3倍に増加している。一方で、道内のぶどう生産者やワイナリーは小規模で厳しい経営を余儀なくされている事業者が多いため、北海道に持続可能なワイン産地を形成するため、産学官金連携による「北海道-ワインプラットフォーム」を活用した産業支援を行うとともに、機運醸成に向けたセミナーを開催する。

3 業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、実施にあたっては、産学官金連携によるワイン産業の支援組織「北海道-ワインプラットフォーム」と連携し、業務内容の充実を図ること。

(1) 栽培、醸造及び経営に関する相談支援（30案件程度）

新規参入者等からの、ぶどう栽培やワインの醸造、販売・経営や道内ワイン産業への新規参入に関する相談に対し、プラットフォーム構成機関の機能を活用するとともに、専門家等の派遣を行うことなどにより、解決を図る。

(2) データベースを活用した栽培醸造支援

新規参入者をはじめ、道内ワイナリー・ヴィンヤードの栽培・醸造の技術力向上と品質維持を図るため、ワイン・ぶどう生産に必要なデータ（気象・土壌・果汁品質データ等）を収集し、収集したデータに基づき技術的なアドバイスを行うとともに、データの汎用性の高い活用方法について検討する。

(3) 地域連携促進セミナー等の開催（4回程度）

地域内での連携及び機運醸成を促進するため、ワイン産地形成に向けて各地域で検討されている取組の推進や課題の解決に向け、専門家等を派遣したセミナーや個別相談会を開催する。

(4) 情報提供サイトの制作

北海道-ワインプラットフォームHP (<https://terroir-hokkaido.jp/>) を活用し、プラットフォームの活動や本事業での取組内容など、情報発信を行う。

(5) 産地形成に向けた検討会の実施（2回程度）

北海道-ワインプラットフォームと連携し、道内支援機関やワイン専門家等とワイン産地形成に向けた意見交換を行う会議を開催する。

(6) その他ワイン産地形成に資する取組の検討

上記（1）から（5）によらない方法であっても、北海道におけるワイン産地形成のために効果的な取組について検討する。

(7) 報告書の作成

上記の実施結果について、報告書を作成すること。

(8) 成果物の提出

ア 納入成果物及び納入形態

報告書（紙媒体（A4版）：5部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式）

イ 納入期限 令和6年(2024年)3月5日（火）

4 契約の方法

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日より令和6年(2024年)3月5日(火)まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 提案者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。

イ 北海道におけるブドウ栽培・ワイン醸造等の状況に精通しているなど、当該業務に携わるための十分な知識を有しているか。

ウ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

(2) 企画提案内容

ア 「北海道-ワインプラットフォーム」との連携を十分に図りながら取り組む内容となっているか。

イ 栽培、醸造及び経営に関する相談支援について、相談受付体制や、相談対応を行う専門機関との連携体制が確保されているか。

ウ データベースを活用した栽培醸造支援について、新規参入者への支援や醸造用ぶどう・ワインの品質向上など、必要な情報を備え、提供できる内容となっているか。

エ 地域連携促進セミナーについて、実施時期が適切であり、ワイン産地形成に繋がる内容となっているか。

オ 情報提供サイトの制作について、「北海道-ワインプラットフォーム」HPを活用して、適切な構成で、広く情報発信できる内容となっているか。

カ 産地形成に向けた検討会の実施について、実施時期が適切であり、ワイン産地形成に向けた検討が可能となっているか。

キ その他ワイン産地形成に必要な取組について、内容が事業の趣旨に合致しており、方法や手順が合理的なものであるか。

(3) 実績

過去に同様の事業を実施したことがあるか。

(4) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人

以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

（3）コンソーシアムにおいては、（2）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 道施策との適合性に関する事項

（1）「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項

道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

（2）「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

8 参加資格審査申請書等の提出

入札への参加を希望するものは、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

（1）提出書類 参加資格審査申請書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）

（2）様式 別添様式による。

（3）提出部数 1部

（4）提出期限 令和5年(2023年)4月10日（月）17時（必着）

- (5) 提出場所 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係（担当：高橋）
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査申請書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書は別添様式による。付属資料は、A4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は、提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)4月13日(木)17時(必着)
- (5) 提出場所 8(5)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
オ 全ての提出書類は返却しない。

- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先、参加資格審査申請書及び企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係（担当：高橋）
電 話 011-204-5138（内線26-829）
ファクシミリ 011-232-8860